

(平成21年6月3日報道資料抜粹)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

## 福島国民年金 事案 520

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 27 年生

住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 47 年 5 月から 54 年 6 月まで

私が昭和 51 年 4 月に A 市から B 市に帰郷した後、父親が、私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行い、「国の特例で 20 歳までさかのぼって国民年金に加入し、一括で保険料を支払った。」と言って、封筒に入った領収証を渡してくれた記憶がある。

領収証の金額については、はっきりとは覚えていないが、申立期間について、父親が国民年金保険料を特例納付したと思うので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、そのことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、代わって納付をしていたとする申立人の父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 7 月 30 日に払い出されており、この時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、父親が特例で一括して納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する特殊台帳によれば、申立期間直後の昭和 54 年 7 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料は過年度納付されたことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 56 年 7 月以降において特例納付は実施されていない。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

## 福島国民年金 事案 521

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間、62 年 4 月から平成元年 7 月までの期間、同年 9 月及び 2 年 2 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 39 年生

住所 :

#### 2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 4 月から平成元年 7 月まで  
③ 平成元年 9 月  
④ 平成 2 年 2 月から同年 5 月まで

私の申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、すべて母親が行った。

母親は、「20 歳になったら学生であっても国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することに国民年金制度が変わったことを知ったのがきっかけで、息子の国民年金の加入手続を A 市役所の国民年金課で行い、その時点で納付できる期間の国民年金保険料を市役所で一括納付した。私が市役所に出向いた時が何年だったかは覚えていないが、確か 9 月で半袖を着て行ったことを覚えており、納付金額は 7 万か 8 万円くらいであった。」と言っている。

申立期間については、母親が一括納付した期間であると思うので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、市役所に出向いた時期は 9 月であったと供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間に係る申立人の国民年金加入記録は、平成 4 年 8 月 18 日付けで未加入期間から加入（未納）期間へと訂正され、また、同年 8 月 24 日付けで国民年金保険料の納付書が作成された記録があることから、母親が記憶している 9 月とは、同年 9 月ごろであったと考えられ、この時点での申立期間の国民年金保険料は時効により納付で

きない。

また、平成4年9月ごろの時点でさかのぼって納付したと考えられる3年10月、同年12月から4年3月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料の合計額は8万3,800円であることから、申立人の母親が一括して納付したとする金額ともおおむね符合する。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は昭和57年1月以降、A市の現住所に居住していることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の母親が申立人の国民年金加入のきっかけとしたと述べている国民年金法の改正（学生が国民年金の第1号被保険者として任意加入から強制加入に改められた。）は、平成3年4月1日からの施行である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

## 福島国民年金 事案 522

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 50 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 46 年 4 月から 50 年 11 月まで

私は、結婚する前、父から「年金を積んであげられなかつたので結婚したらすぐに A 市役所に行き、国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付するように。」と言われ、昭和 46 年 5 月に結婚してすぐに A 市役所に行き国民年金の加入手続をした。

加入手続の後に父から電話があり、国民年金に加入したことを話した。

そのころの領収書は一枚も無いが、A 市役所に行って国民年金保険料を納付したので調べてほしい。

なお、年金手帳は、昭和 51 年 1 月ごろに A 市役所から手渡された。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行い、同年 4 月の国民年金保険料から納付したと主張するが、社会保険庁の記録及び申立人が所持する年金手帳には、申立人は、50 年 12 月に任意加入したものと記載されており、申立期間については未加入期間であったことが確認できる。

また、A 市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立期間である昭和 50 年 11 月以前の納付記録欄に「この月以前納付不要」と押印されている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を 2 度行った記憶は無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は国民年金に加入したことを父親に話したと主張しているところ、父親は既に死亡しているため当時の状況について証言が得られない上、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が

納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

## 福島厚生年金 事案 413

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年 生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から同年 8 月 1 日まで

② 昭和 34 年 8 月 30 日から同年 9 月中旬まで

私は、昭和 34 年 3 月に高校を卒業後、同年 4 月から A 社に電気工として勤務し、同年 9 月中旬に退職した。社会保険庁の記録によれば、A 社における厚生年金保険の加入期間は 1 か月となっているが、半年程度は勤務したはずなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は昭和 34 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、この記録は社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間①及び②において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も無い。

また、A 社は昭和 49 年 12 月に解散し、当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務状況などの詳細を確認できず、複数の同僚に照会しても、申立人の勤務期間に関する具体的な供述を得ることができなかった。

申立期間①については、前述の被保険者名簿において申立人の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚は、厚生年金保険の加入時期について、A 社では試用期間があり、入社後 3 か月ないし 1 年は厚生年金保険に加入しなかった旨供述している上、そのうち入社時期を記憶していた同僚一人は、入社の 3 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人についても、試用期間を経て、入社 4 か月後の昭和 34 年 8 月 1 日付で資格取得の届出が行われたとしても不自然ではない。また、社会保険

事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によれば、申立人の厚生年金保険の記号番号は同年8月26日に払い出されていることが確認できる。

申立期間②については、申立人はA社に昭和34年9月中旬ごろまで勤務していたと述べているが、退職月の前月から継続して勤務し、月の中途中で退職した場合、退職月は厚生年金保険の被保険者とならない期間である上、申立人から聴取しても厚生年金保険料の控除についての記憶が定かでなく、同年9月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

## 福島厚生年金 事案 414

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 9 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで、A 株式会社に勤務していたが、社会保険庁の年金記録によると、B 株式会社での厚生年金保険の被保険者期間となっている。

私は、B 株式会社に勤務していた期間は船員保険であったと記憶しているところ、社会保険庁の年金記録では、申立期間は船員保険の被保険者期間となっていないので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の年金記録では、申立期間は、B 株式会社における厚生年金保険の被保険者期間となっているが、申立人は、申立期間について、B 株式会社ではなく A 株式会社に勤務していたと記憶しているところ、申立人と同時期に「A 株式会社に勤務していた。」と供述する同僚も、昭和 49 年 9 月 1 日に、B 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、A 株式会社（昭和 49 年 8 月設立）は、昭和 49 年 9 月 1 日付けで B 株式会社と「出向協定書」を取り交わしており、同協定書では、B 株式会社から A 株式会社への出向者の厚生年金保険は、A 株式会社が保険料を負担して B 株式会社が付保するものと定められている。

さらに、申立人の申立期間に係る「給与支払明細書控（A 株式会社）」の「厚生年金」欄に記載されている厚生年金保険料の控除額は、申立期間に係る厚生年金保険の保険料率で計算した額に合致していることが確認できる。

これら同僚の記録、供述、「出向協定書」及び「給与支払明細書控」から、申立人は、B 株式会社への入社と同時に同社から A 株式会社に出向しており、厚生年金保険の適用については、当該協定書どおりの取扱いが行われたと考える。

えられる。

加えて、B 株式会社が保管する申立人に係る船員保険被保険者台帳によれば、申立人の B 株式会社における船員保険の被保険者期間は、社会保険事務所が保管する B 株式会社に係る船員保険被保険者名簿の記録と一致（いずれも昭和 39 年 4 月 1 日から 48 年 8 月 11 日までの期間）しており、申立期間について、船員保険の被保険者としての記録は無い。また、申立人の所持している船員手帳には、最終の雇止が昭和 49 年 8 月 28 日と記載されており、申立期間において、船員として勤務していたことは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 415

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年 生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 31 年 10 月まで

私は、A ダム建設の作業員募集に応じ、申立期間は、B 株式会社の C 班に所属し、冬期間も含めて一年中土木工事に従事していた。給与は同社から受け取り、給与明細書には厚生年金保険料を控除していたことを示す記載があったと思う。

社会保険庁の年金記録によれば、申立期間は厚生年金保険に未加入となっているが、ダム建設工事が終了し退職した後に失業保険を受けていた記憶があることから、厚生年金保険にも加入していたと思うので、調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において A ダム建設工事の作業員として勤務していたことは、申立人の主張が具体的であることから推認できるものの、B 株式会社が、申立期間当時、A ダム建設のために設置していた D 出張所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B 株式会社は、厚生年金保険については本社で一括適用していたとしている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は無い。

さらに、B 株式会社から、申立期間当時の同社における作業員の勤務形態及び社会保険の適用について、次のとおり、説明が得られた。

- i ) 作業員の給与は当社が支払う直用制度を採用していた。
- ii ) 作業員の採用・取りまとめ等、作業員を統括する立場の者として作業主任（班長）を設けていた。
- iii) 「班」とは現在で言うところの下請け、孫請会社と同様の性格をもつ

組織であり、班に所属していた作業員については当社の社員ではないと認識していた。

iv) 作業員は失業保険、国民健康保険組合に加入していたが、厚生年金保険については加入していなかった。

v) 当社で管理している厚生年金保険の被保険者台帳には申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。